

◇大阪市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

- 1 官公署へ出頭するための特別休暇の取得要件を改めることにしました。
- 2 この規程は、公布の日（令和8年6月1日）から施行することにしました。

（水道局総務部職員課）